第66回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和3年1月18日(月) 開会10時00分 閉会11時15分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 全員協議会室

案 件

- 1 諮問案件
- (1) 統合型GIS基盤の道路占用システムに係る個人情報の保護について

【土木部 道路室】

(2) 電子申込システム機能追加に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外のものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について

【行政経営部 情報政策室】

2 その他

出席委員

(会長) 畠田 健治

塩路 裕子 瀧澤 廣成 中西 清美 平山 雄一 廣瀬 惠美子 宮前 正利

欠席委員 (副会長)河野 和宏 坂元 耕兵 豊永 泰雄 宮本 修

出席市職員

<実施機関(説明者)>

案件(1): 道路室 (主幹) 玉木 亮介 (主査) 辻 雅史 (主任) 深江 まどか

案件(2):情報政策室(参事)武井 祐二 (主幹)鳥居 仁則 高齢福祉室(主査)濱田 周一 (主任)河合 哲平 保育幼稚園室(主幹)田中 隆博 (係員)山本 裕貴

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室(室長)大川 雅博 (参事)川本 義一 (主幹)井手本 治夫

傍聴者 無し

諮問案件1 統合型GIS基盤の道路占用システムに係る個人情報の保護について

【土木部 道路室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

統合型GIS 道路占用システム機能追加業務

(2) 概要

ア目的

道路占用申請、施行承認申請について、許可書作成事務・更新作業・道路占用料の請求作業が膨大かつ適正管理が求められる。現状、申請内容毎に職員作成の Excel、Access に入力しているが、一元的な管理ができておらず、事務処理に無駄や不十分さが生じている。

システム構築により、許認可業務の業務効率化として、一元管理の実現及び起案作成~許可書発行までの書類作成事務の効率化を図る。

イ 効果

①サービス向上

QR コード等読み取りにより、窓口における受付簿記入及び入力項目の未入力の指摘にかかる時間の短縮が可能となる。また、システム管理をすることで工事完了届の未提出等工事の抽出が容易となるため、適切な時期に復旧指示ができる。

②管理最適化

膨大で多岐に渡る道路占用物について、現状申請書のみで管理している情報を、位置情報と併せてデータベース化することにより検索を容易にできる。

③業務時間の捻出

電子化することで職員による入力誤りがなくなり、自席パソコンで内容確認可能になることで決裁に要する時間を短縮でき、他の事務処理時間短縮、時間外勤務の削減を推進する。

(3)諮問理由

今回の業務が、これまでの手作業処理から新たに電子計算機処理を行おうとする業務であり、 吹田市個人情報保護条例第 12 条第 1 項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 委員からの質問

委 員: システム構築時に、個人情報を含むデータの移行は予定しているか。

実施機関: 現行データベース化されていないため、データの移行は予定していない。ただし、 継続して占用している物件については、当該物件について職員にてシステムにデータ 登録する可能性はある。

委 員: 取り扱う帳票などの保有期間の取扱いはどうするのか。

実施機関: 市の文書保存規定に準じて保管期間としては常用3年で考えている。道路占用が長期にわたって継続される場合は、その保管期間も長期に継続されることになる。

委 員: アップロードしたデータなどの保管期間はどうするのか。

実施機関: 電子申込システムのデータセンターの保管期間はあるが、こちらの文書の廃棄と共 に消していくということになると思う。

委 員: 電子申込システムから取り出した csv ファイルを道路占用システムに取り込む仕組 みも今回のシステム構築に含まれるのか。

実施機関: お見込みのとおり。

委員: csv ファイルの道路占用システムへの取り込みは誰が行うのか。

実施機関: 担当職員が行う。

委 員: (同システムを導入する) パソコンは部外者が見ることができないような制限を行 うのか。また、外付けのハードディスクなどにデータ移行できないような制限を行う のか。

実施機関: 統合型 GIS のシステム自体が SA 系のパソコンのみでログイン可能となっており、 (同パソコンには) 自動ログアウトや外付けハードディスクや USB への書き出しは 認められていない端末となっている。将来的に在宅勤務等庁外における利用について も同様の取り扱いとなる。

委 員: 在宅勤務時、パソコン画面に映っている情報について、スマホでの撮影を制限する などの必要性も出てくるのではないか。在宅勤務になると、より厳しい個人情報の管 理が必要であると考える。

実施機関: いただいた御意見を参考に、道路占用システムの適切な運用に努めたい。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

ただし、情報セキュリティ対策に十分留意して取り組むこと。

諮問案件2 電子申込システム機能追加に伴う新たな電子計算機処理及び実施機関以外の ものとの電子計算機の結合に係る個人情報の保護について

【行政経営部 情報政策室】

1 諮問内容

(1) 対象業務

電子申込システム運用業務

(2) 概要

ア目的

吹田市では、市民や事業者からの簡易な電子申請(講座申込や水道の閉開栓など)を扱うシステムとして「電子申込システム」を運用しているが、本システムにて、「子育てワンストップサービス」等のマイナンバーカードを利用したオンライン申請等の(以下「ぴったりサービス」という。)機能を追加し、並びに要配慮個人情報の取り扱いを開始する。

イ 効果

ぴったりサービスについては、平成 29 年度から国が提供する「マイナポータル」というインターネット上のホームページにおいて、電子申請の運用が全国的に開始された。現行方式では、電子申請されたデータを電子データのまま取り扱うことができず、申請用紙等を担当者が都度印刷しなければならないため、事務処理の効率が悪く、負担が増大している。また、申請フォームも利用者(市民)にとって使いやすいものではないため、利用が伸び悩む一因となっている。

今般のコロナ禍を受けて行政手続のオンライン化に対する要望が高まる中、上記2点の問題を解消するために、本市が独自導入している「電子申込システム」とマイナポータル、さらに本市の個人番号利用事務系(本市では「住民情報系ネットワーク」と呼ぶ。)を連携させることで、利用者の利便性向上、対象手続の拡大及び事務処理の効率化を図るとともに、将来的には各業務システム間でのデータ連携による、行政事務の切れ目なきICT化を目指す。

(3)諮問理由

現在運用している電子申込システムについては、個人識別符号や要配慮個人情報以外の個人情報を扱うことで、稼働開始前(平成 30 年度)の個人情報保護審議会において承認いただいたが、ぴったりサービスを本電子申込システムにて利用することになると、当初は想定していなかった個人識別符号(マイナンバー情報)及び要配慮個人情報を扱うこととなるため。さらに電子申込システムと本市の個人番号利用事務系を連携させるため。

2 委員からの質問

委 員: (電子申込システムに係る)前回の審議については、個人番号利用事務系との連携

は予定していなかったが、今回は個人番号利用事務系との連携を行うということでよいか。

実施機関: お見込みのとおり。電子申込システムにおいて、今まで使われていた領域と異なる 領域に個人番号利用事務系との接続口を設け、許可されたユーザー及び許可された端 末でしか接続できないよう設定することとなる。

委 員: 連携させる個人番号利用事務系のシステムは、具体的には何のシステムか。

実施機関: 介護保険システム、保育園関係のシステムを想定している。 また、国からは被災者支援関係のシステムができた場合には連携を求める話もあり、 今後システム連携は増加していくものと考える。

委 員: データの連携方法はどうするのか。

実施機関: 直接連携できるものと、そうでないものがあるが、現状では、csv などのテキスト データを連携するシステムに取り込む形になると思う。

委 員: csv データの取り込みは市の職員が行うのか。

実施機関: お見込みのとおり。ただ、紙ベースでしか入力できないものもあると思う。その場合、システムに直接入力するか、又は読み取り OCR 装置で読み取って電子データ化した後、システムに取り込むことになると思う。

委 員: 介護保険システムと保育園関係のシステムと連携させていくとのことだが、どのシステムでどういった個人情報を取り扱うのかということも今後整理していくという 理解でよいか。

実施機関: お見込みのとおり。

委 員: 例えば、被災者支援のシステムとも連携していくことになれば、取り扱う個人情報 の内容も新たに追加されていくということか。

実施機関: 介護、保育関係で取り扱う要配慮個人情報として既往歴やアレルギー情報などの項目を記載しているが、被災者支援であっても取り扱うことになる情報の種類は同様のものになるだろうと想定しているため、審議資料に記載されている事項により、ある程度網羅されているものと考えている。

委 員: 保育園関係のシステムは具体的にどういったものか。また、各保育園でもシステム の情報を見ることができるのか。

実施機関: 入園受付関係等で使用する。担当部署の保育幼稚園室の職員だけがシステム利用するが、入園が確定した後にはアレルギー情報などの必要な情報は各園の許可された職員だけがその情報を見ることができるようにはする。

委 員: 来庁することなく、各保育園においてその情報を見ることができるのか。

実施機関: 保育園システムを作るときに各保育園にも端末を置いて閲覧することになる。ただし、庁内ネットワークの中で運用されるものなので、システムに関しては許可された 人が許可された端末を利用し、許可された情報にのみアクセスできるという形になる。 委 員: 取り扱う個人情報の内容として、最後にその他ぴったりサービス対象手続で取り扱 う個人情報とある。様々な個人情報がある中で、なにか範囲があるのか。

実施機関: 今回の御審議で具体的に挙げている要配慮個人情報以外に、取り扱う要配慮個人情報が増えた場合には、また改めて御審議をお願いしないといけないと考えている。ただ、今回挙げている情報で、ある程度網羅されていると考えており、今後、同様の情報を取扱う場合はお諮りしない形で考えている。

3 委員間協議・裁決

全員一致で同意する。

ただし、同システムにおいて、新たな要配慮個人情報を取扱う場合は当審議会に諮問する 必要があることに留意すること。